

米軍垂直離着陸輸送機MV 22オスプレイの普天間飛行場配備に関する意見書

本年6月29日、米国政府から日本政府に対し、米軍垂直離着陸輸送機MV 22オスプレイを沖縄県米海兵隊普天間飛行場へ配備する通報がされた。海兵隊が作成した環境影響評価報告書では、月1回は分遣隊数機を山口県岩国基地か静岡県キャンプ富士に派遣し、全国6ルートで低空飛行訓練を行うことなどが明らかになった。

沖縄県議会、那覇市議会を始め沖縄県全市町村議会ではオスプレイ配備計画撤回を求める決議や意見書が採択され、全国知事会においては、安全性について大きな懸念を抱き、配備と飛行訓練等について関係自治体の意向を十分尊重するよう緊急決議が採択された。全国各地の自治体議会においても、配備への反対や慎重な対応を求める要請や意見書が採択されている。

米空軍のオスプレイは、2か月余りで2度も墜落しており、最も危険な欠陥機であることは明らかである。政府及び防衛大臣は市街地に大きな影響は与えないとオスプレイの安全性を強調するばかりであり、沖縄県民を始めとする国民の生命と人権を無視した対応は到底容認できない。沖縄県内にオスプレイを配備し、一方的に押し付けようとする日米両政府のやり方は、戦後67年も米軍基地の過重負担に苦しむ沖縄県民の負担軽減どころか、県民が強く望む一日も早い危険性の除去に逆行するものである。さらに、低空飛行訓練は21県の市町村が対象となっているが、この訓練は過去に墜落などの重大事故を引き起こしており、沖縄県を始め全国の住民を墜落の危険と死の恐怖にさらし、安全面に重大な危惧があると言わざるを得ない。

オスプレイ配

備に対する沖縄県民を始めとする住民意思は明確である。地方自治の本旨は住民意思の実現であり、外交や安全保障も、本質は国民の幸福を実現することであり、根本にあるのは住民の意思にほかならない。住民意思の尊重を抜きにして地方自治の発展と住民の幸福を実現することが難しいことは明らかである。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、米軍垂直離着陸輸送機MV 22オスプレイの普天間飛行場配備に関して、沖縄県議会、那覇市議会を始めとする自治体議会意見書及び全国知事会緊急決議を尊重するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月26日
吹田市議会